

◎重度心身障害者医療費助成の所得制限（算定方法）

基準額と比較する額
 $\leq$ （支給）
 所得制限基準額 ★1
 $>$ （不支給）

総所得金額等 ★2
－
各種控除 ★3
＝
基準額と比較する額

★1 所得制限限度額

扶養親族の数	所得制限基準額※	（参考）給与収入換算
0人	3,604,000円	5,180,000円
1人	3,984,000円	5,656,000円
2人	4,364,000円	6,132,000円
3人	4,744,000円	6,604,000円

※扶養人数0人のときの所得制限基準額を基準に、1人につき38万円を加算。

※当該扶養親族が、同一生計配偶者（70歳以上）もしくは老人扶養親族の場合は、さらに10万円を加算。

※特定扶養親族（19歳以上23歳未満）または控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満）の場合は、さらに1人につき25万円加算。

★2 対象となる所得（総所得金額等）

地方税法で規定する所得

①総所得の金額（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得（④を除く）、給与所得、譲渡所得（⑤⑥を除く）、雑所得、一時所得）※給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額となる。

②退職所得の金額、③山林所得の金額、④土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、⑤長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）、⑥先物取引にかかる雑所得、⑦条約適用利子及び条約適用配当等

※所得税法第35条第2項に基づく課税対象年金は雑所得として所得額に含まれる。

★3 控除できる額（各種控除額）

控除名	控除額
雑損控除	○
医療費控除	○
社会保険料相当額	一律80,000円
小規模企業共済掛金控除	○
障害者控除（本人） ※身障手帳、療育手帳、精神手帳、戦傷病手帳所持者等	270,000円
特別障害者控除（本人） ※身障手帳1～2級、療育手帳㊦、A、精神1級	400,000円
障害者控除（同一生計配偶者・扶養親族）	270,000円 一人につき
特別障害者控除（同一生計配偶者・扶養親族）	400,000円 一人につき
寡婦控除	270,000円
ひとり親控除	350,000円
勤労学生控除	270,000円
肉牛用の卸売による農業所得に対する所得税の免除に相当する控除	○ ※当該免除相当額を控除
土地改良事業施行地の耕作所得に対する所得税の免除に相当する控除	○ ※当該免除相当額を控除
配偶者特別控除	○

○印は当該控除及び免除の実額を控除する。

・控除できるのは、課税台帳上実際に控除されたもののみである。

・控除する所得額は、課税対象となる全ての所得からであり、課税台帳上の課税標準額（各種控除を控除した後の額）からさらに控除できるとしたものではない。

・各種控除は、地方税法による市町村・県民税の課税台帳上実際に控除されたものでなくてはならないが、控除する額は所得税法にしたがった額であり、地方税法上の控除額と異なることに注意。

（※は前年の所得税上免除されたものである）

・分離課税の所得がある場合は、分離課税分の課税所得を出して、課税所得を合計した上で控除していく。